

この地割から市町成立の年代の順序が考えられないだろうか。

市町名	面積	一五代未満	一五―二〇代	二〇代以上	計
古市東ノ町	〇	〇	二	九	一一
同 西ノ町	〇	〇	〇	六	六
市屋敷東町	一四	一四	七	六	二七
同 西町	五	一六	四	四	二五

戦国期の春野

吉良宣経の善政

「吉良條目」 「吉良物語」によれば、吉良宣経（一五一四―一五二一）は「善い哉、教戒する事、宣経はそれ人倫の重き所を知れる人か」とあるように、戦国武将ながらも儒教政治を実践した名君のようである。「吉良物語」のほかには宣経について語るものがなく、また「吉良物語」の記事も、あまりに儒教的であって、戦国期という時代相との間に違和を感じられるが、以下同書によって宣経を語ることにしよう。

宣経は、天文二十年（一五五二）三十八歳で死去したことになっているので、大平国雄より少し後れて活動した武将であった。宣経についてはまず「吉良條目」を語らねばならない。條目制定は「長宗我部掟書」に先んじること約五十年であるが、その制定が天文年中とすれば、他に例のないことではない。條目は二つの部分からな

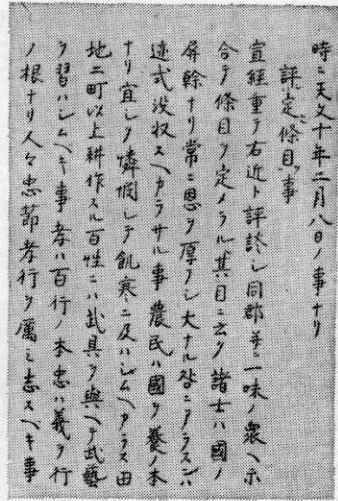
り、一つは積極的に実行を奨励した項目「法式」であり、他は「禁制の目」とあるように、逆に禁止を命じたものである。もちろんこのように截然と分けるのは不自然であって、互いに入り交ってはいるが、大体両者でいわゆる楯の両面となる。まず「其の目」に云くとある「法式」―督励条項を示そう。

諸士は国の藩衛なり、常に恩を厚うし大なる咎にあらざらんば迹式没収すべからざる事、農民は国を養ふの本なり、宜しく憐憫して飢寒に及ばしむべからず。田地二町以上耕作する百姓には武具を与へて武芸を習はしむべき事。孝は百行の本、忠は義を行ふの根なり、人々忠節孝行を励み志すべき事。

朋友相交るには信實を本とす。艱苦の時時に相救ひ恵むべき事。同郡の組衆并に会約の衆は常に相親みて兄弟の如くし、怨あれば直ちに告げ語りて聊か心に残すべからざる事。昼夜に限らず苦し洪水焼亡出で来らば、其の処に早鐘を撞きて隣境の同約衆より急に救ふべき事。敵方俄に來りて攻め取り濫妨し、或は麦稲を刈り取る事あらば、村々に太鼓を打ち鉄砲を鳴らして隣郷群り起って早速追ひ払ふべき事。

諸士の組頭、百姓の庄屋と成る者、間断なく支配の人の善悪を吟味して、小善小悪は辞にて褒美警戒して是を勧め懲らし、大なる善悪は領主へ告げて賞を与へ、罰を行ふべき事。

組頭、横目、庄屋、小奉行毫髪も賂を納むべからず、日々油断なく巡察して四民其の業に怠らざる様にすべき事。獄訟訴訟の判断は心を平にして、依拠なく必ず跡に拘らず其の情を尋ねて賞罰の軽重を定むべき事。従來の商人、或は他郷の出家行者よく穿鑿して早く領内を出すべき事。武勇芸能の士は国の宝なり、領下に若し是あらば微賤の者なりとも



「吉良物語」
(高知県立図書館蔵)

挙げ用ふべし、他郷に居る者は慰慰を尽して招き寄すべき事。
境目番手の士、毎日毎夜物見を出して敵若し取り蒐るを見れば、定め如く太鼓を打ち烽火を揚ぐべし。仮令合図相違の儀ありとも重ねて猶豫する事勿れ、幾度も掟の如く武器を帯して馳せ集るべき事。

「法式」は以上十三条から成っている。

つぎに「禁制の目」は、

総べて事の是非を僉議し軍の勝敗など評定する時先づ心底を残す事勿れ。然も友を慢り我を立て非を遂げ理を圧すべからず、又衆議の時の争論に嘗て遺恨を挟むべからざる事。

敵の間言を弁せずして味方に唱へて聴を惑わし、或は造言して人を誹り讒言して人を罪に落し、或は双方へ便佞して朋友の中を妨ぐる輩等は追放又は斬罪たるべき事。

不孝不忠或は妻を虐し下人に恩なき輩は了簡を以って其の咎あるべき事。

己が業作を怠り搏突大酒する者は科代として布穀錢を出さしむべき事。

家居衣服食物分限に過ぐる者も亦小き科代有るべき事。

組頭の指図を軽んじ長者へ無礼なる士、付たり庄屋の舐に從はざる百姓は、吟味を極めて咎あるべき事。

諸士の酒宴乱舞は子細を組頭へ断つて後に催すべし、下民の躍遊は、時を計つて上より許すべし、其の外は堅く禁断の事。

同約の衆一切奸邪なる者を匿し置く事勿れ、他所より其の家へ走り籠む者ある時無昧に介け抱ゆる事勿れ、穿鑿の上にして咎あるに極らば向の主へ相渡すべし、但し小科は主人へ断りて宥め赦さしむべき事。

軍中にて大将の下知を聴かず掟に相違の輩は、假令戦功ありとも重科たるべき事。

陣所にて口論喧嘩する輩は是非の議論に及ばず双方罪科たるべし、長者しく堪忍する者には賞あるべき事。

以上十ヶ条よりなっている。この方は「禁制の目」らしく、罪科—刑罰を「斬罪」「咎」「布穀錢」「科代」「重

科」として示している。

さてこの「吉良條目」が、真に宣経の時代に制定されたものであるかどうか。宣経自身が他の史料に見出されないこともあり、容易には定められないことである。読者は、整備したその文章といい、その内容といい、かなり近世的発想のあることに気がつくだろう。いまは「吉良物語」に從つて宣経という稀有の名君名将があつたとし、「吉良條目」がその制定にかかるものとしても、後世儒学者大高坂芝山が潤色した際、多くの儒教的な思想、徳目を加えたものと考えるのが自然ではなからうか。したがって、いかにも芝山潤色前の本来の條目を知りたいものであるが、それはほとんど不可能であろう。残された道は、「吉良條目」から芝山潤色の部分を除いて原拠を切り出すことであるが、これも容易なことではない。戦国期と近世初頭の思想、制度にはかなり類似したことが多いからである。ただ一例として断片的ではあるが、「法式」のなかの「忠節孝行」「鉄砲」「四民」等は近世的なものであり、吉良氏の時代にすでに鉄砲が紹介されるのは困難と思う。また四民—士農工商とは、吉良宣経死後半世紀豊臣秀吉によって打ち出される社会制度である。

しかしながら、われわれは短絡であつてはならない。たとえば「禁制の目」の第一項、第二項は宣経を含んでいわば諸侍の心得書であり、功名心に燃え血気盛んで、我意に募り易い戦国武士に対する厳しい訓えである。

「今川状」の発想にも似たものと思われ、これによつてはじめて戦国武士の統制は成り立つ。戦国大名に向つては挫折したとしても、国人としては、相当大をなした吉良氏の家臣団統制法として自然ではなからうか。これに近い掟が宣経によつて制定されたとしても不自然ではない。吉良氏の歴史はその起りから滅亡までまことに疑問が多い。しかもその解明は現在のところかなり困難である。今は抹殺するにたる反証のないかぎり、春野地方の歴史に、光芒を放つた「吉良物語」の記事をたいせつにするべきであらう。もちろんつねに事実の解明に努力を

